

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成31年4月26日

建設工事等の入札に係る消費税率の取扱いについて

このことについて、平成31年2月18日付けで消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う、大和町が執行する入札に係る消費税率の取扱いについてお知らせしたところですが、建設工事等（建設工事に係る調査、設計等を含む。以下同じ。）の入札に係る取扱いを下記のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。

記

- ①. 平成31年4月1日以後に契約を締結し、平成31年10月1日以後に引渡し予定の建設工事等の予定価格の決定、入札、落札者の決定等の方法及び工事請負契約書等の請負代金額等の記載については、消費税率10%とします。
- ②. ①に該当する建設工事等については、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更規定の適用は、消費税の税率の改正による増加額分を除くものとし、前金払、部分払及び出来高部分払いについては、消費税率10%を適用といたしますが、平成31年10月1日前日までに前払金等の請求を受けた場合においては、希望があれば旧税率（8%）での支払を可能とします。

※消費税率の取扱いについては、国税庁のホームページをご覧ください、変更契約等における消費税率の取扱い等、入札・契約に関するご不明な点がございましたら大和町役場財政課までお問合せください。